

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考書籍購入		
年月日	令和2年4月11日～令和2年5月31日	金額	2,000円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
用途	「選択」令和2年4月～令和2年5月分購読料
政務活動・県政との関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》
月刊誌「選択」購読料の内、2ヶ月分。領収書原本は、令和元年度6月分2-2-6-2に添付済み。

按分の理由 全て政務活動	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,000円	/	100% 2,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

2-2-6-2

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書



(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	参考書籍購入		
年月日	令和1年5月16日～令和 年月日	金額	10,000円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	「選択」令和1年6月～令和2年3月分購読料
政務活動・県政との関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

月刊誌「選択」購読料の内、10ヶ月分。

$$12,000 \text{ 円} \times \frac{10}{12 \text{ ヶ月}} = 10,000 \text{ 円}$$

① R2年度 4月～5月 組合せ

~~$$12,000 \text{ 円} \times \frac{2}{12 \text{ ヶ月}} = 2,000 \text{ 円}$$~~

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
01-05-16	23448	A92110008
取扱店	シズオカヤナギ"シンテ"ン	
払込口座	00160-7	900332
払込金額	*12,000	料金 *0
振替受付票		
払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。		
料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)		
00160-7-900332		
選択出版株式会社		
支	金	元
入	1	2
出	0	0
入	1	2
出	0	0
静岡市葵区北安東 1-12-18		
山田 誠 107060008000		
印影		
入金額	*12,000	
おつり	*0	
“あんしん” & “べんり”な スマホ決済アプリ ゆうちょ Pay		

印紙税申告納付につき
町税務署承認済

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	10,000円	/	10,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

2-2-4-2

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務所賃借料		
年 月 日	令和2年3月25日～令和 年 月 日	金 額	42,500 円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所の賃借
使途	令和2年4月分賃借料
政務活動・県政との関連性	

《領収書貼付枠》

13		
14		
15	2-03-25 BF	*85,330 CD
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		

●記号の説明
△△△□.....入全
●仲店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」
●支票の場合は「支票」を表示します

※、手数料330円は合計

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会で1/2		1/2	
2	85,000 円	%	42,500 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決裁	会派代表者	(会派印)	経理責任者	(木内)	経理担当者	(担当者印)
----	-------	-------	-------	------	-------	--------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	社会保険料事業主負担分		
年月日	令和2年4月30日～令和 年 月 日	金額	13,637円

目的	調査研究など政務活動を補助する職員を雇用するための社会保険料事業主負担分
用途	令和2年3月分
政務活動・県政との関連性	

《領収書貼付枠》

普通預金(兼お借入明細) *差引残高欄に(+)印があるものは貸付残高です。3

1	
2	
3	
4	D 2-4-30 年 金 53,903 リカイホンリヨウ
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	

按分の理由 政務活動・後援会で 1/2	領収書金額(a) 27,274円	按分率(b) 1/2 %	政務活動費支出額(a×b) 13,637円

* 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2-2-4-3

令和2年3月分給与支払い明細書

氏名		[REDACTED]
明細	支給分	給与 138,150円
	支給額計	149,550円
	控除分	雇用保険料 448円
	健康保険料 9,244円	
	厚生年金保険料 17,385円	
	所得税	
	控除額計	27,077円
	差し引き支給額	122,473円

) ④ 2-2-4-3

保険料納入告知額・領収済額通知書

2097



あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

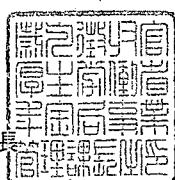
事業所整理記号 [REDACTED]	
納付目的年月	令和 2 年 3 月 納付期限 令和 2 年 4 月 30 日
健康勘定	厚生年金勘定 子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金
18,487	34,770 646
合 計 額	¥53,903 円

令和 2 年 2 月 分 保 険 料	領 収 日	令 和 2 年 3 月 31 日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
18,525	34,770	646
合 計 額		¥53,941 円

令和 2 年 4 月 20 日

歳 入 徴 収 官

厚生労働省年金局事業管理課長
(日本年金機構 静岡年金事務所)



420-0881 静岡市 葵区 北安東
5-23-23 レジデンス青島

山田まこと事務所 山田 まこと

様

390139AA 0833231 2/2 4DA1X0416616

(裏面へつづく)

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者		
----	-------	--	-------	--	-------	--	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請謝罪等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務費・事務所費・人件費)		
内容	自動車リース料		
年月日	令和2年4月2日～令和 年 月 日	金額	10,133円

目的	調査研究など政務活動を行うための移動手段
用途	令和2年4月分リース料
政務活動・県政との関連性	

《領収書貼付枠》

J A F の 1 年間会費 2,000 円を按分すると、167 円になる。40,700 円より 167 円引くと 40,533 円。
40,533 円を按分。

普通貯金 (兼お借入明細)			自動機をご利用の場合 矢印の方向にお入れください		2
年月日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)	
02-04-02	口座振替	*40,700トヨタアイナス(カ)			

按分の理由 政務活動・後援会・私用 で1/4	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	40,533円	1/4	10,133円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

様式第1-2号

整理番号

2-2-4-5

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者		
----	-------	--	-------	--	-------	--	--

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	静岡県中部未来懇話会年会費(令和2年4月～令和3年3月)		
年月日	令和2年4月8日～令和 年 月 日	金額	10,110円

会の趣旨・目的	地域力向上に関する調査研究を行い、その成果を広く発信及び提言とともに、会員の研修及び交流を進め、静岡県中部地区の発展に寄与し、併せて県全体の課題解決及び総合的発展に資する
会の活動内容等	静岡県中部地区の地域力向上に関する調査研究をおこなう。 情報誌の発行等により、調査研究成果を広く発信することをおこなう。 講演会、情報交換会等を開催すること。
政務活動・県政との関連性	県政における経済政策等の発展に資するための県内外の経済等の情報収集・勉強会

《領収書貼付枠》

※添付書類：団体の会則・事業概要・その他(支款)

按分の理由 全額を政務活動充当	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	10,110円	/	10,110円

※按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2-2-4-5

ご利用明細 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年、月、日	振替先店番・科目・口座番号		
02 04 08	104		
銀行番号	店番号	科 目	口 座 番 号
[Redacted]			
お取扱店	お取引内容	お 取 引 金 額	
0129	お引出し	¥ 10,000	
お取扱枚数 [Redacted]			
[Redacted]	おつり	残高	
キャッシング	手数料	時 刻	お取扱いできない場合
		¥ 110.1040	105.9
お 振 込 先 開 細 記 内	フス " オカ フクチヨウ 普通 1067394 シャンシス " オカケンチユウフ " ミライコ ワカイ 様 マタ " マコト 様 TEL 054-249-3701		

06.520.38 ⑩ (裏面もご覧ください)



静岡県中部未来懇話会について
定款
組織
設立趣旨
沿革
事業計画・事業報告
決算報告



静岡新聞データベースと日経テレコン

定款

第1章 総則

(名称)

第1条	この法人は、一般社団法人静岡県中部未来懇話会と称する。
-----	-----------------------------

(本拠所)

第2条	この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市駿河区に置く。
-----	----------------------------

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条	この法人は、静岡県中部地区の企業、団体、個人等の協働のもと、地域力向上に関する調査研究を行い、その成果を広く発信及び提言するとともに、会員の研修及び交流を進め、静岡県中部地区の発展に寄与し、併せて県全体の課題解決及び総合的発展に貢献することを目的とする。
-----	---

(事業)

第4条	この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 1 (1) 静岡県中部地区的地域力向上に関する調査研究を行うこと。 (2) 情報誌の発行等により、調査研究成果を広く発信すること。 (3) 地域力向上に関するビジュンやプランをまとめ、国、県、市町その他各界に対して地力向上に関する提言をすること。 (4) 会員を対象とする講演会、研究会等を開催すること。 (5) 会員を対象とする情報交換会、懇親会、視察会等を開催すること。 (6) 駿東部地区及び西部地区的民間団体等と連携し、県全体にわたる調査研究を行うこと。 (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業 2 前項に規定する事業については、静岡県において行う。
-----	---

第3章 会員

(会員の構成)

第5条	1 この法人の会員は、正会員、賛助会員及び特別会員とする。正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。 2 正会員は、この法人の目的に賛同して入会する個人又は団体とする。 3 特別会員は、この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする行政及びその関係者とする。 4 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする団体及びその構成員とする。
-----	---

(入会)

第6条	1 この法人の会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。 2 団体たる会員にあっては、団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する1名の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会員に届け出なければならない。
-----	--

2-2-4-5

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(会員)

第7条	会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
-----	--

(退会)

第8条	会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。
-----	--

(除名)

第9条	1 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。 (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。 (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (3) その他の正当な事由があるとき。 2 会長は、前項の規定により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。
-----	--

(会員資格の喪失)

第10条	会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 退会したとき。 (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。 (3) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。 (4) 総正会員の同意があったとき。 (5) 死亡、又は会員である団体が解散したとき。 (6) 除名されたとき。
------	--

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条	1 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。 2 この法人は、会員が前条の規定によりその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の提出会品は、これを返却しない。
------	---

第4章 社員総会

(構成)

第12条	社員総会は、すべての正会員をもって構成する。
------	------------------------

(権限)

第13条	社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項を決議する。
------	---

(開催)

第14条	社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会として開催する。
------	---

(招集)

第15条	1 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。 2 総正会員の出席決議の10分の1以上の出席を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
------	--

(議長)

第16条	1 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。
------	-----------------------

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(賛成権)

第17条	社員総会における賛成権は、正会員1名につき1個とする。
------	-----------------------------

(決議)

第18条	<ol style="list-style-type: none">社員総会の決議は、総正会員の賛成権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の賛成権の過半数をもって行う。前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の賛成権の三分の二以上に当たる多数をもって行う。<ol style="list-style-type: none">会員の除名監事の選任定款の変更解散その他法令で定められた項目理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の件に退するまでの者を選任することとする。
------	--

(監事登録)

第19条	<ol style="list-style-type: none">社員総会の理事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。議長及び出席した正会員のうちから社員総会において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。
------	---

第5章 役員等

(役員の任命)

第20条	<ol style="list-style-type: none">この法人に、次の役員を置く。<ol style="list-style-type: none">理事 10名以上20名以内監事 2名以内理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長、3名以内を常務理事とする。前項の会長及び副会長をもって一般社団・財團法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
------	---

(役員の選任等)

第21条	<ol style="list-style-type: none">理事及び監事は、社員総会において、正会員（団体の場合にあっては、会員代表者とする。以下同じ。）のうちから決議により選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあっては5名、監事にあっては1名を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。理事及び監事は、相互に兼ねることができる。理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
------	---

(理事の職務及び権限)

第22条	<ol style="list-style-type: none">理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
------	--

(監事の職務及び権限)

第23条	<ol style="list-style-type: none">監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
------	--

2-2-4-5

(役員の任期)

第24条	<ol style="list-style-type: none">理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会の終結の時までとする。監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会の終結の時までとする。補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。理事又は監事は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
------	---

(役員の解任)

第25条	理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。
------	--------------------------------

(役員の報酬等)

第26条	<ol style="list-style-type: none">理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
------	--

第6章 理事会

(構成)

第27条	<ol style="list-style-type: none">この法人に理事会を置く。理事会は、すべての理事をもって構成する。
------	---

(運営)

第28条	理事会は、次の職務を行う。 <ol style="list-style-type: none">この法人の業務執行の決定理事の職務の執行の監督会員、副会長及び常務理事の選定及び解任
------	--

(招集)

第29条	<ol style="list-style-type: none">理事会は、会長が招集する。理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
------	--

(決議)

第30条	<ol style="list-style-type: none">理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。前項の規定にかかわらず、一般社団・財團法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。
------	---

(決議の審査)

第31条	理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。
------	---

(調査録)

第32条	<ol style="list-style-type: none">理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
------	---

第7章 顧問等

(顧問)

第33条	1 この法人に顧問15名以内を置くことができる。 2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
------	--

(顧問の職務)

第34条	顧問は、会長の諮詢に答え、又は会議に出席して意見を述べることができる。
------	-------------------------------------

(運営委員会)

第35条	1 この法人に運営委員会を置くことができる。 2 運営委員会の委員は15名以内とし、理事会において任期を定めたうえで選任する。 3 運営委員は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
------	--

(運営委員会の職務)

第36条	運営委員会は、理事会の諮詢に答え、又は理事会に対し、意見を述べることができる。
------	---

(調査研究部会)

第37条	1 この法人に調査研究部会を置くことができる。 2 調査研究部会の委員は15名以内とし、理事会において任期を定めたうえで選任する。 3 調査研究部会の委員は、無報酬とする。ただし、常勤の委員に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。また、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
------	---

(調査研究部会の職務)

第38条	調査研究部会は、運営委員会の諮詢に答え、又は運営委員会に対し、意見を述べることができる。
------	--

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第39条	この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。
------	-----------------------------------

(事業計画及び収支予算)

第40条	1 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
------	--

(事業報告及び決算)

第41条	1 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附図明細書 (3) 貸借対照表 (4) 损益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定期社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
------	--

2-2-4-1

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条	この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。
------	------------------------------

(解散)

第43条	この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。
------	------------------------------------

(剰余金の分配の割合)

第44条	この法人は、社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。
------	------------------------------------

(剰余財産の帰属)

第45条	この法人が清算をする場合において有する剰余財産は、公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
------	--

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条	1 この法人の公告は、電子公告により行う。 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。
------	--

第11章 补則

(事務局)

第47条	1 この法人に、事務を処理するため事務局を置く。 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。 3 事務局長は、理事会の決議を経て、会長が任免し、職員は、会長が任免する。
------	--

(個人情報の保護)

第48条	1 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
------	---

(責任)

第49条	この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。
------	---------------------------------------

附 則

1	この定款は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2	この法人の最初の会長は松井純とし、常務理事は小長谷達夫、西貝勝己とする。
3	一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特別民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

施行年月日	平成22年4月1日
改訂年月日	平成22年6月2日
改訂年月日	平成26年8月1日
改訂年月日	平成29年6月12日

[トップ](#) < 入会のご案内

入会のご案内

本会は地域、政治、経済、社会、文化等に関する情報の交流を推進し、会員の発展とともに静岡県中部地域の活性化を目的とする団体です。当会が行う事業は全て会員の会費で運営されます。当会の趣旨にご賛同いただける方はどなたでも入会できます。企業、団体、個人、自治体など幅広い層の方々のご入会をお願い申し上げます。

会員の特典

- (1) 会員対象の研究会、講演会、シンポジウム、視察会等への参加ができます。
- (2) 会員同士の交流会に出席し、互いの情報交流や親睦を深めることができます。
- (3) 地域情報満載の会報をお届けします。
- (4) 政策提言や地域づくり活動に参加できます。
- (5) 事業成果を静岡新聞、SBSテレビ、ラジオの媒体などを通じて広く発信できます。

会 費

- 会計年度 4月～翌年3月
- 正会員年会費84,000円
- 特別会員（行政、議員等）年会費10,000円
- 賛助会員（経済懇話会等）特別会費

ご入会の手続き

入会を希望される方は、下記ボタン「同意する」をクリックし、会員登録フォームにご記入頂き送信ボタンを押して下さい。

会員情報について

ご登録いただいた個人情報は「静岡県中部未来懇話会」で責任もって管理し、「静岡県中部未来懇話会」からのお知らせや、機関紙、講演会・セミナー情報等を送付するため使用します。ご入力いただいた情報は、プライバシー保護のため、グローバルサインのSSLサーバ証明書を使用し、SSL暗号化通信を実現しています。

上記の条件に

同意しない 同意する

整理番号

2-2-4-6

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	参考書籍購入		
年 月 日	令和2年4月16日～令和 年 月 日	金 額	11,000 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	「選択」令和2年6月～令和3年3月分購読料
政務活動・県政との関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

月刊誌「選択」購読料の内、10ヶ月分。

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
02-04-16	23303	A93170008
取扱店	シス オカシ ヨウホク	
払込口座	00160-7	900332
払込金額	*13,200	料金 *0
振替受付票		
00160-7-900332		
選択出版株式会社		
千 百 十 八 千 百 十 八	1 3 2 0 0	
山田 誠 様		
107060098000		
日 附・印		
入金額	*14,000	
おつり	*800	
4月からATMの電信振替料金は、1件のご利用につき100円です。		

印紙税申告納付につき麹町税務署承認済

按分の理由 全て政務活動	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	11,000 円	/	11,000 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

2-2-4-7

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

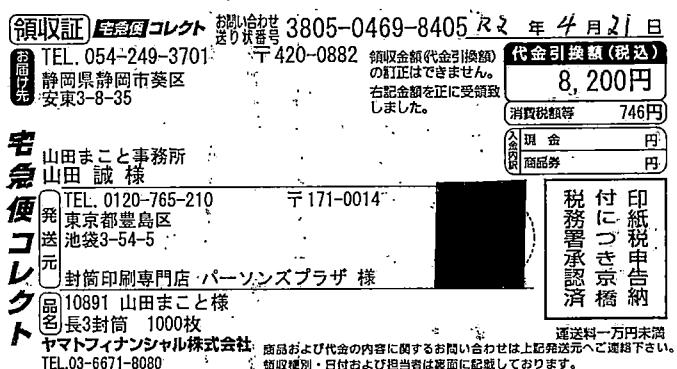
支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費(事務所費・人件費)		
内 容	政務活動用事務所専用封筒印刷費		
年月日	令和2年4月21日～令和 年 月 日	金額	8,200円

目的	政務活動を行う際に使う事務所封筒の印刷
使途	印刷費 (1,000枚)
政務活動・県政との関連性	政務活動に関しての連絡などに使用する。

《領収書貼付枠》



按分の理由 全て政務活動	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	8,200円	100%	8,200円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-2-4-8
------	---------

決 裁	会派代表者	(会)	経理責任者	(木内)	経理担当者	
--------	-------	-----	-------	------	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務所賃借料		
年 月 日	令和2年4月24日～令和 年 月 日	金 额	42,500 円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所の賃借
使途	令和2年5月分賃借料
政務活動・県政との関連性	

《領収書貼付枠》

13		
14	2-04-24 BF	*85,110 ャン
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
<small>◎記号の説明</small> AA,AF………入金 FA,FF………振込 C 0,1,2,3,4…他店券入金		
<small>◎他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額前にタケンと表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します</small>		

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会で1/2	85,000 円	1/2	42,500 円
2		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	
----	-------	-----	-------	-----	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務員雇用		
年 月 日	令和2年4月25日～令和 年 月 日	金 額	25,000 円

目的	調査研究など政務活動を補助する職員を雇用
使途	令和2年4月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

令和2年4月分給与支払い明細書

氏名	
給与	50,000円
明細	給与
	50,000円
	差し引き支給額
	50,000円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
		1/2	
2 政務活動・後援会で1/2	50,000円	%	25,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	(印)
----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	令和2年4月25日～令和 年 月 日	金額	95,385円

目的	調査研究など政務活動を補助する職員を雇用
用途	令和2年4月分給与
政務活動・県政との関連性	

《領収書貼付枠》

毎月20日締めのため、3月21日～4月20日で計算。

令和2年4月分給与支払い明細書

氏名		
明細	支給分	175,000円
	交通費	15,770円
	支給額計	190,770円
	雇用保険料	572円
	健康保険料	9,244円
	厚生年金保険料	17,385円
	所得税	
	控除額計	27,201円
	差し引き支給額	163,569円

按分の理由 政務活動・後援会で1/ 2	領収書金額(a) 190,770円	按分率(b) 1/2	政務活動費支出額(a×b) 95,385円
		%	

* 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-2-4-12

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費・事務費・事務所費・人件費)		
内 容	日本経済新聞購読費		
年月日	令和2年4月27日～令和 年 月 日	金額	4,900円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
用途	令和2年4月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

<金融機関口座振替済>

元 420-0881 領 収 証
 静岡市葵区 (18-01) 【お客様照会番号】
 北安東1丁目 12-18 20年 4月分


山田 誠 様 ご購読ありがとうございます。

講 読 紙 数 金 額
日本経済新聞 1 4,900
合 計 ¥ 4,900

取次店 上土支店
 20年 4月 27日 文字訂正印、領収印無きは無効

軽減税率(消費税8%)対象 *商品は対象外(10%)

ご愛読ありがとうございます
 上記新聞代金正に領収致しました

株式会社 **五島新聞店**
 本店/静岡市葵区七間町2番地の20
 ☎420-0035 TEL (054)255-2231㈹
 ☎ 0120-40-2083

按分の理由 全て政務活動	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,900円	/	100% 4,900円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-2-4-13
------	----------

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	(印)
----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

支出証拠書（自動車燃料代）

【令和2年4月分】

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	給走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離(km)	積算方法※	充当額(円)
事務費	53.2	18円×53.2km	958円

※単価による充当方式 : 単価(円) × 走行距離(km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額(円) × 走行距離(km) / 給走行距離(上記C)(km)

・充当限度割合による按分 : 領収書金額(円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った(充当した)ことを証明します。 議員氏名

山田 誠 (印)

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	円	/	% 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

月 日	内 容	行 程	走行距離 (km)
1	資料作成等	自宅～事務所 往復	1.2
2	資料作成等	自宅～事務所 往復	1.2
3	資料作成等	自宅～事務所 往復	1.2
4	資料作成等	自宅～事務所 往復	1.2
6	資料作成等	自宅～事務所 往復	1.2
7	資料作成等	自宅～事務所 往復	1.2
8	資料作成等	自宅～事務所 往復	1.2
8	障がい者福祉について	事務所～平和町若松町 往復	16.8
9	資料作成等	自宅～事務所 往復	1.2
10	資料作成等	自宅～事務所 往復	1.2
11	資料作成等	自宅～事務所 往復	1.2
13	資料作成等	自宅～事務所 往復	1.2
14	資料作成等	自宅～事務所 往復	1.2
15	資料作成等	自宅～事務所 往復	1.2
16	資料作成等	自宅～事務所 往復	1.2
17	資料作成等	自宅～事務所 往復	1.2
18	資料作成等	自宅～事務所 往復	1.2
19	資料作成等	自宅～事務所 往復	1.2
20	資料作成等	自宅～事務所 往復	1.2
20	議案説明会参加	自宅～事務所 往復	5.2
21	資料作成等	自宅～事務所 往復	1.2
22	資料作成等	自宅～事務所 往復	1.2
23	資料作成等	自宅～事務所 往復	1.2
24	資料作成等	自宅～事務所 往復	1.2
25	資料作成等	自宅～事務所 往復	1.2
27	資料作成等	自宅～事務所 往復	1.2
29	資料作成等	自宅～事務所 往復	1.2
30	資料作成等	自宅～事務所 往復	1.2
	計		53.2

整理番号

2-2-4-14

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

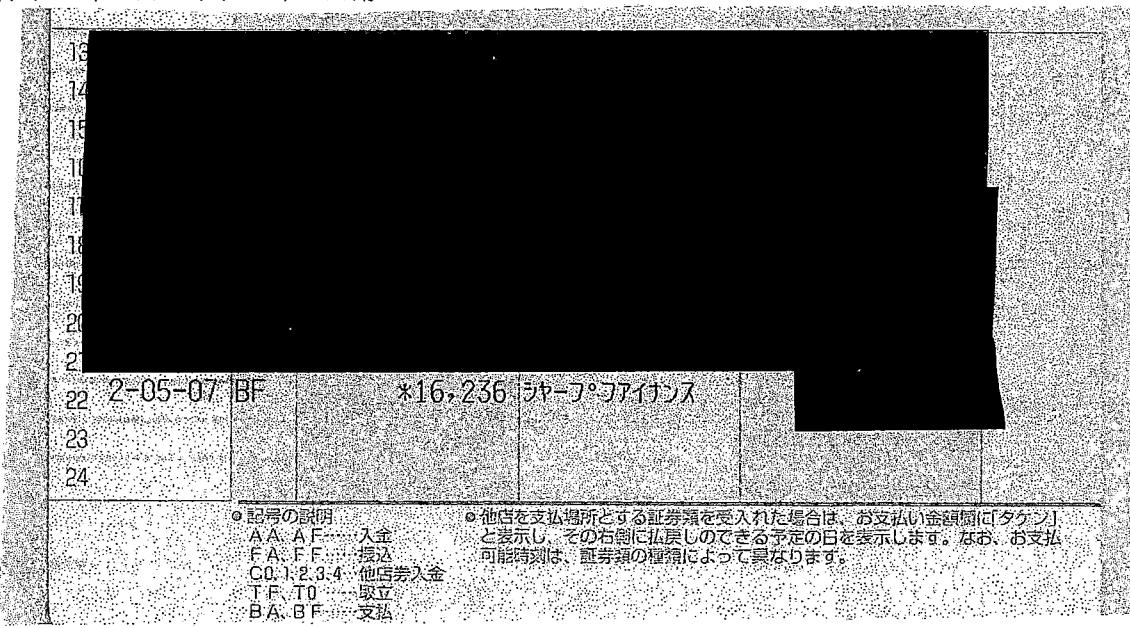
(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請接待等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	コピー機リース料		
年 月 日	令和2年5月7日～令和 年 月 日	金 額	8,118 円

目的	調査研究など政務活動を行うための資料作成手段
使途	令和2年4月～令和3年3月分リース料
政務活動・県政との関連性	

《領収書貼付枠》

コピー機リース代は契約終了後の機械をそのまま再リースしているので、支払いが1年分を一括となります（令和2年4月～令和3年3月）。



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
			%
政務活動・後援会で1/ 2	16,236 円	1 / 2	8,118 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

自動更新（再リース）のご案内

平素は格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、下記リース契約につきまして、先般ご案内の「リース期間満了のお知らせ」のとおり、リース契約約款に基づき、【現在のご契約内容】のリース期間満了日以降、右記【再リースの内容】で自動更新（再リース）の手続きをとらせていただく事になりますので、ご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

【現在のご契約内容】

お問合せ番号	[REDACTED]						
お客様番号	[REDACTED]						
ご契約番号	[REDACTED]						
リース期間満了日	20年 4月 8日						
最終支払予定日							
お取扱店	株式会社 横山事務器						
物 件 明 細	<table border="1"> <tr> <th>品名・機種名</th> <th>台数</th> <th>物件設置場所</th> </tr> <tr> <td>デジタルカラーフラッシュ DOCUCENTRE4 C22</td> <td>1台</td> <td>キタアンドウ 5-23-23-102</td> </tr> </table>	品名・機種名	台数	物件設置場所	デジタルカラーフラッシュ DOCUCENTRE4 C22	1台	キタアンドウ 5-23-23-102
品名・機種名	台数	物件設置場所					
デジタルカラーフラッシュ DOCUCENTRE4 C22	1台	キタアンドウ 5-23-23-102					

20年 3月 17日

お問合せ番号 [REDACTED]

【再リースの内容】

再リース期間	20年 4月 9日から 21年 4月 8日まで 1年間
再リース料 (年額)	再リース料 14,760円 消費税 1,476円 合計 16,236円
お支払日	20年 5月 3日
お支払方法	口座振替（一括払い）
	●別途、保守・メンテナンスをご契約の場合は、該当業者様とご相談ください。 ●お支払方法が口座振替の場合、あらかじめ口座へのご入金をお願いします。

*再リースをご希望されない場合

必ず左記リース期間満了日の7営業日前までに下記内容をご記入の上、ファクシミリにてご連絡下さいますよう、お願い申し上げます。

↓ [ご記入ください]

- 物件を返還します。（送ります・引取願います）
 注)返還いただく際の費用は、お客様のご負担となります。
- 入替等によりお取扱店等に返還済または返還予定です。

お取扱店名() (年 月頃)

ご担当者() (TEL)

ご署名

印

TEL

FAX